

新型コロナウイルス感染症に係る対策事業について(南丹市独自施策)

①南丹市障害者社会参加支援事業助成金

●背景及び方針

自宅から生活介護事業所又は就労継続支援B型事業所へ通所されている方が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により通所を自粛されたことにより、事業所の下請け作業や自主製品の販売が減少し、工賃が減少している状況があります。今回、事業所を通じて通所されている方へ助成金を交付することで、通所されている方の勤労意欲を高め、障がいのある方の社会参加を支援しようとするものです。

●対象事業所及び対象者

自宅又はグループホームから南丹市内に所在する生活介護事業所又は就労継続支援B型事業所へ通所されている方

※対象人数：生活介護事業所約140人／就労継続支援B型事業所約200人

※市内事業所数：18事業所

●助成金の額

下記表で計算した金額を交付する。

助成額 = 基準額 (A) × 通所者数 (B)	
基準額 (A)	$\left(\frac{\text{前年度に支給した通所者の工賃の合計}}{\text{前年度の通所者の作業延べ月数}} \times \frac{1}{2} \right)$ <p>※ 1円未満切り捨て、5千円を超える場合は5千円</p>
通所者数 (B)	令和2年3月31日時点で工賃支給があり、かつ、令和2年4月1日以降引き続き通所する者の数

●助成金の使途

助成金は、事業所へ通所されている方に対して、令和2年度中に支払われる工賃支払い時に上乗せして交付する。※支給時期等については事業所で決定する。

②南丹市新型コロナウイルス感染症対策事業所支援補助金

●背景及び方針

新型コロナウイルス感染症が広がる中、介護保険サービスや障害福祉サービスの事業所では、感染防止対策を講じながら利用者にサービスを提供しておられる状況です。今回、利用者にサービスを提供するために必要となった感染防止対策などへの経費に対して、事業所へ補助金を交付することで、事業者を支援しようとするものです。

●補助対象事業者及び補助金額（※障害福祉関係のみ記載）

以下のサービスを提供する事業所		
区分	具体的なサービス種類	補助上限額
入所系施設	施設入所支援	・定員 180 名以上 <u>50 万円</u> ・定員 130 名以上 180 人未満 <u>50 万円</u> ・定員 80 名以上 130 人未満 <u>40 万円</u> ・定員 30 名以上 80 人未満 <u>30 万円</u> ・定員 30 名未満 <u>20 万円</u>
上記以外	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援（B 型）、共同生活援助、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援	・ <u>10 万円</u>

※対象事業所数：52 事業所（入所施設 5 事業所／その他 47 事業所）

●補助対象経費

令和 2 年 4 月 1 日以降で、新型コロナウイルス感染症に対する対応のため必要となった経費（感染予防等の為の消耗品・備品購入費・人件費、時間外勤務手当、その他市長が必要と認めた経費）※補助金の対象となる経費であっても、国や京都府等の補助事業の対象となった経費は対象外。